

第九項 市立兒童相談所

南吉田町十全醫院内

富士見町に設けられて在つたのが、大震災に全焼したので、一時事業を中止してゐた。十四年九月一日から、十全醫院内に再び設け、開所して、口腔相談部をも加へて、事業を擴張した。

第十章 運輸交通

第一節 概況

災害に因りて、全市に亘る交通諸機關は悉く原型を失ひ、全くその用をなさざるに至つた。街路は悉く崩壊或は龜裂し、加ふるに、至る所、倒壊家屋と、飛散した瓦礫、木片の爲めに路面を塞ぎ、電柱の折損、電信電話等の架空線は垂下して、恰も蜘蛛の巣の如く散亂し、電車軌道は波の如く亂され、危険と不便とを感せしめずには置かなかつた。更に橋梁を見れば、全市總數八十六橋の中、僅に大江橋、吉田橋、辨天橋の三橋のみを残して、他は殆ど墜落或は焼失し、その骸型も止むるに過ぎなかつた。偶、災厄を免かれたものの有るかと思れば、夫等は邊隅の地に架せられた橋のみで、要路に架したもので無かつたから、左したる効果を擧げなかつたのである。かくの如く、道路その他交通機關の破壊に因りて、徒歩さへ困難なる状態に陥つたのであるから、況んや車馬の通行などは全く思ひも寄らぬ程であつた。

更に市内の河線を見れば、護岸は至る所破壊埋没し、男女の識別も付かぬ死體と、舢船

の慘骸は、水面に浮遊し、其他遭難の途路に放棄した家財家具の雜片は、浮沈して船舶の航行を不可能と爲した。されば此際、一刻も早く是等の支障物を取除き、一と通りの路を開かねばならぬ。物資の配給にせよ、避難民の輸送にせよ、一般通信連絡にせよ、最大の急務は即ちこの交通支障を取去る事であつて、路線の恢復に必死の努力を以て當らねばならぬ。縣市は九月六日より、緊急整理に着手し、本市は更に九月八日、交通係を設けて、道路の連絡を圖り、日夜寢食を忘れ、不斷の努力を以て、當該係員を激勵し、路線の修復開通に努めたのである。その結果、著々復舊の歩を進め、更に一方陸軍技術員本部、工兵隊の獻身的活動と相俟つて、墜落焼失等に遭ひたる橋梁の修理築造に著手した。更に河川の障礙物を除去し、一先づ樞要の橋梁中、二十餘橋を完全にし、他の四十餘橋は、本市が直營工事を以て完成し、九月二十日頃になつて、始めて一般交通が略、出來上るに至つたのである。

尙ほ是等の橋梁及道路の修復に對し、諸用材料は、市内二十有餘の商人より徵發し、約三千三百尺々に及んだ。次で臨時震災救護事務局神奈川支部の援助とともに、電話架設の計畫をなし、市内電氣軌道の復舊のためには、鐵道第一聯隊の援助を得、銳意線路の修整に努めた。その結果十月二日には、軌道の修復につれ、神奈川終點より馬車道まで、

電車の開通を見たのである。その後、日を追うて工事も進捗し、十月二十六日には、殆んど全線開通の域に達したのである。夫れと共に、自動車道も通行殆んど支障なき程度に運行し得た。此に自動車に關して特記せねばならぬ事は、震災のために、車馬の機關に交へ、自動車を多數移入して使用したのであるから、震災前に比して、著しくその數激增を見るに及んだのである。

陸上は已上の如き状態なるも、一方海上に於ては、災前三千二隻^{二四〇、一}の解船は、直後には千七百七十隻^{一四一、八四〇噸}を残した。而して銳意解船建造の結果、翌三月末には約二千五百隻^{約二十萬噸}に回復するに至つた。それより已後は、急速に増加の趨勢となつた。解船の不足と港内設備の破壊と、尙復興材料免稅期が三月三十一日までの期日であつたので、俄然輸入貨物は輻輳した結果、京濱間及び港内荷役運賃は、著しく騰貴を來したのであるが、本港に陸揚せらるる貨物の中、一割は陸路七割は海路にて、東京に輸送せられ、他の一割は東北地方に向ひ、他の一割は横濱及其の附近に消化せられてゐると云ふ傾向から、海路の交通も漸次復舊の兆を示したのである。

第二節 道路

五四六

前記の如く、全市に亘つて道路は破壊され、交通全く杜絶の状態であつたので、災後の急務は、交通を安全ならしむるにありとして、九月八日、交通係を設置した。而して工兵隊の援助を得て、先づ墜落及燒失橋梁の修理を行はんとし、樞要橋梁の内二十餘橋を完全ならしめ、外四十餘橋は本市直營工事を以て完成したる結果、一般交通に便利を與へたのである。

一體震災後の道路は崩壞、龜裂、家屋の倒潰、崖崩れ、電柱折損等で、全く其の路線を失つたのであるから、迅速に其開通を計ることが急務である。そこで各技術員に命じ、作業に従事せしめたところ、各自奮勵努力、人夫を督勵し、路線を開鑿し、漸く交通の安全を得るの程度には至つたが、水道線の検査に伴ふ道路掘鑿工事が伴うて起つたので、之が爲めに交通を阻害されたことも亦頗る困却したのであつた。

河川障礙物の除却は、工兵隊と共同して、之が作業に従事し、以て船航の安全を計たのである。又一方工兵隊に依頼し、市内大建築物の殘骸を爆破した。橋梁及道路の材料は、市内商人^{六十}から約三千三百尺^六を徵發して、工事材料に充當し、運搬車は車馬係か

ら供給を受け、人夫は人夫係に交渉し使役することを得た。

吏員人夫等は何れも罹災者であるにも拘はらず、日夜寢食を忘れ、炎熱と苦闘しつつ、獻身的努力を爲し、此難工事を促進完成せしめた功績は、永く市民の記憶に留めねばならぬことである。附けて云ふが、此際人夫に、勞銀の外に、晝食料として米を配給したので、何れも獻身的努力を捧げて、各工事を促進せしむることを得たのである。左に道路修覆工事の經過を擧ぐれば、九月九日までに通した道路は

自動車道としては横濱市役所(假前)より伊勢佐木町を經、磯子郡市境界に至る路線。

横濱市役所(假前)より東神奈川に至る路線。

徒歩道としては元町西ノ橋、電車専用橋より山手墜道を經、本牧に至る路線。

羽衣町より鶴ノ橋、扇橋車橋を經、地藏坂を上り山手に至る路線。

東神奈川より子安町郡市境界に至る路線。

横濱驛前より戸部橋、平戸橋を經、岡野町、淺間町に至る路線。

磯子郡市境界より杉田方面に至る路線。

等であるが、十一日には萬國橋通及び税關傍より新港橋を經て岸壁に至る通路は、工兵隊の修理に依るもので、更に縣廳假事務所々在地を中心とする横濱市内街路の障礙物

運輸交通(道路)

五四七

も漸次除去され、車輛の交通も可能となつた。夫れ等路線の大略を示せば左の如くである。

櫻木町驛前を經、入船町横濱船渠會社構内に通ずる水陸連絡線。

辨天橋を渡り、本町通り縣廳裏港務部前、海岸通りを經、山下橋に通ずる水陸連絡線。

大江橋、吉田橋、伊勢佐木町、鶴ノ橋、扇橋、車橋、地藏坂を經、北方町、本牧町、根岸町、海岸を通り、八幡橋に出て、電車通八幡橋線に沿ひ、池下橋、駿河橋を渡り、日本橋通りより伊勢佐木町に歸來する環狀通路。

地藏坂上より根岸競馬場側を通り、瀧の下海岸に通ずる前記環狀線直徑道路。

横濱驛前より電車線戸部線に沿ひ、榮橋を經、日本橋通りに出づる線路。

前號路線より平戸橋を渡り、平沼町、岡野町を貫き、神奈川、淺間町に於て、舊東海道線に通ずる路線。

西戸部町より保土ヶ谷町に通ずる路線。

神奈川、青木町、陸橋より淺間町を經、保土ヶ谷停車場に達する舊東海道線も開通を見るに至つた。更に十四日までには、一號國道、辨天橋脇より横濱船渠株式會社岸壁に至る道路の障碍物除去も濟み、萬國橋通り税關傍より新港橋を經、岸壁に至る間も復舊し、かくして市内の道路の應急補修は、九月十四日までに略完了した。而して更に是等の

道路を車馬の並行し得る程度に取擴げ、尙一面に於ては更に比較的重要なる道路も、順次左記順序を以て障碍物を除去し、十月二十日現在に於ては、殆んど交通上何等の支障なきまでに至つたのである。

子安—神奈川—櫻木町—辨天橋—本町—海岸道路—山下橋。

櫻木町—吉田橋—伊勢佐木町—駿河町—磯子—杉田。

駿河町—弘明寺。

七軒町—保土ヶ谷。

伊勢佐木町—鶴ノ橋—車橋—本牧。

水上警察—花園橋—扇橋—千歳橋—日枝橋。

横濱税關—裁判所前。

萬國橋—吉田橋—萬國橋—裁判所前—煉瓦取除。

吉田橋—羽衣町—駿河町—日本橋。

瓦斯橋—初音町—井戸ヶ谷。

山下町—小港—本牧—八幡橋。

地藏坂—不動坂。

吉田橋—都橋—野毛町—戸部町。

横濱驛—鹽田—境ノ谷。

運輸交通(道路)

第一日枝小學校—山王橋—井土ヶ谷。

谷戸橋—山手本町—地藏坂。

道場橋—日本橋—榮橋—清水橋。

平戸橋—平沼橋—新田間橋—第一號國道。

鹽田橋—沼野橋—第一號國道。

三吉橋—横濱橋—末吉橋。

三吉町分岐點—山吹橋—伊勢佐木町。

谷戸橋—元町—龜ノ橋。

山下町—本村通—加賀町。

尾上町及住吉町

等である。更に本市附近に於ける道路は、横濱市厚木町間の交通は、府縣道、横濱中野線及厚木東京線より相模橋落橋まで、現に乗合自動車を通すに至り、横濱戸塚町間は縣道、伊勢佐木戸塚線の應急修理も漸く成つた。但し遞信省主管地下線用として掘鑿した場所所在に存したから、ヤットのことで自動車を通すを得た程度であつた。横濱鎌倉間は、鎌倉町小袋及久良岐鎌倉郡界、鍛冶ヶ谷坂に土石の大崩壊があり、工兵隊

に於て其の除去に努め、其後一週間を経、車輛を通すに至つた。藤澤片瀬間は、十四日より自動車を通じ得べく、藤澤鎌倉間は、大通橋外一橋落橋し、鎌倉大佛坂の土石が崩壊したため、工兵隊に於て應急修理を進めたので、漸く十五日頃より自動車を通じ得た。鎌倉逗子・田浦間は、府縣道、鎌倉三崎線及逗子田浦線により、既に乗合自動車を運轉し得た。横濱逗子間は、久良岐郡金澤村富岡墜道二の内、一は抗口土石崩壊し、一は拱頂陥落したのであるから、當時は自動車の交通不能であつた。是より先き東海道の内、京濱國道は、改築工事施行中に屬し、未だ公用開始の運に至らなかつたが、震災のため一層交通頻繁を來したに拘はらず、舊道は六郷川橋も破損して、其の用をなさず、依て第一著手として、十月中旬以後、人の交通に耐ふべき程度の構造に修理した。次で工兵隊の助力を得、車馬の通行する程度に假設工事を施行した。之に因りて京濱兩地の交通は圓滿に行はれたのである。横濱以西に屬する東海道は、路面の龜裂陥落崩壊多く、橋梁も亦破損せるもの多く、自動車の交通も不可能の状況に陥り、先づ倒壊家屋の除去に力め、次で大鋸橋馬入橋墜落に由りて杜絶したる交通は、渡船に依りて連絡を圖るの外、一方假橋の架設を急ぎ、馬入川橋は新馬入川橋の材料を利用して、自動車の通行を圖つた。大磯町以西箱根間に於ては、鹽見橋坪切橋、酒匂橋墜落し、山復の崩壊多く、交通杜絶したので、

工兵隊及重砲兵隊の援助に依つて、徒歩通行に適する架橋を終へたのである。(工兵隊の活動の章参照。)(市日報神奈川縣交通部及横浜市交通係査調)

第三節 橋 梁

道路の破壊と同様橋梁も前記の如く殆んど二三を残したのみで、他は悉く焼失、或は墜落し、無残なる残骸を残したのみであるが、本市は直に應急工事に著手したのである。今その完成した橋梁に就いて左に九月廿四日の調査を示さう。

西ノ橋 桁及楹板全部焼失し、九月十九日市交通係にて修繕した。同橋は鐵楹トラス通行にも支障はなかつた。

ドンク橋 墜落し、九月二十一日市交通係にて解体引揚をした。同橋は民有橋である。

車橋 橋臺沈下し、其他異狀なく、九月廿二日市交通係にて修繕をした。同橋は木橋。

道場橋 全部焼失したが、九月二十日市交通係にて架設した木橋。

久良岐橋 兩臺破損し、九月十四日市交通係にて修理した木橋。

日枝橋 橋臺沈下し、九月十三日市交通係にて修理した木橋。

共進橋 全部焼失し、市交通係では、一月三日架設する豫定である木橋。

南吉田橋 全部焼失し、交通係にて修理中である木橋。

長島橋 全焼し、交通係にて架設中木橋。

霞谷橋 墜落焼失し、交通係にて架設中(鐵橋、Iビーム)。

都橋 橋臺沈下し、橋面焼失した。九月廿五日修理した鐵橋トラス。

長者橋 全部焼失し、九月廿三日架設した木橋。

旭橋 全焼し、架設中木橋。

黄金橋 全焼し、九月廿二日架設した木橋。

花園橋 橋面焼失し、九月十五日修理した鐵橋トラス。

港橋 橋面大部分焼失及崩壊し、九月廿二日修理中鐵橋トラス。

豊國橋 三橋の内一橋墜落し、架設中鐵橋トラス。

柳橋 全部焼失し、架設を要す木橋。

緑橋 全部焼失し、架設中木橋。

淺間橋 同上。

高島橋 同上。

八千代橋 同上。

碧海橋 同上。

運輸交通(橋梁)

權三橋 全部焼失し架設中(木橋)。
 松影橋 同上。
 蓮橋 全部焼失し、未だ架設せず(木橋)。
 宮淵橋 同上。
 寶橋 同上。
 平戸橋 橋臺崩壊し、九月十一日修理した(木橋)。
 平沼橋 兩橋臺崩壊、楕脚一部破損し、九月二十六日修理した(木橋)。
 平岡橋 橋臺沈下し、九月十五日修理した(木橋)。
 沼野橋 橋臺崩壊し、九月十六日修理した(木橋)。
 道慶橋 焼失し、九月十八日架設した(木橋)。
 一本橋 燒失し、未だ架設せず(木橋)。
 鶴ノ橋 橋沈下し、九月十日修理した(木橋)。
 山吹橋 橋面一部焼失し、九月十日、交通係にて修理した(木橋)。
 横濱橋 兩橋臺崩壊し、九月十二日修理した(木橋)。
 日本橋 兩橋臺崩壊し、九月十三日修理した(木橋)。
 千歳橋 同じく九月十二日修理した(木橋)。

根岸橋 橋臺破壊し、九月二十日修理した(木橋)。
 八幡橋 兩橋臺破損し、九月十一日修理した(木橋)。
 錦橋 橋面焼失し、九月十五日修理した(鐵橋、イトラス)。
 戸部橋 橋面全部焼失し、九月十二日修理した(鐵橋、イビム)。
 榮橋 橋面六分焼失し、九月十四日修理した(鐵橋、イビム)。
 駿河橋 二分の一焼失し、九月十五日修理した(鐵橋、イビム)。
 瀧ノ橋 橋面一部焼失した(鐵橋、イビム)。
 吉濱橋 前後取付け、九月十二日修理した(鐵橋、プレートガーター)。
 月見橋 取合破損し、九月十五日修理した(鐵橋、イビム)。
 新田間橋 橋臺破損し、九月十九日修理した(鐵橋、イビム)。
 入江橋 橋臺崩壊し、九月十日修理した(木橋)。
 計 五十一橋

工兵隊施工に係るもの

谷戸橋 右岸約十尺墜落し、九月十七日鐵道第二聯隊で修理した(鐵橋、トラス)。
 前田橋 橋板全部焼失し、九月十五日、工兵一二で修理した(鐵橋、プレートガーター)。
 運輸交通(橋梁)

龜ノ橋 全焼し、九月二十一日、工兵一・二で張替した木橋。
 翁橋 全焼し、十月三日、工兵一・二で架設した木橋。
 東橋 兩橋臺沈下し、橋脚及桁は残つたのを、九月二十九日、工兵一・二で架設した木橋。
 三吉橋 全焼し、九月二十八日、工兵一・二で架設した木橋。
 宮川橋 全焼し、九月三十日、工兵一・四で架設した木橋。
 紅葉橋 全焼し、九月二十五日、工兵五で架設した木橋。
 雪見橋 全焼し、九月九日、工兵五で架設した木橋。
 花咲橋 全焼し、九月二十六日、工兵五で架設した木橋。
 櫻橋 全焼し、九月八日、工兵五で架設した木橋。
 築地橋 墜落し、九月十四日、工兵一・二で架設した鐵橋、工ビーム。
 末吉橋 全焼し、九月二十三日、工兵一・二で架設した木橋。
 萬治橋 全焼し、九月二十九日、工兵一・二で架設した木橋。
 蓬萊橋 橋面焼失し、九月二十四日、工兵一・四で修理した鐵橋、トラス。
 千秋橋 全焼し、十月十日、工兵一・四で架設した木橋。
 武藏橋 全焼し、十月十二日、工兵一・二で架設した木橋。
 日ノ出橋 橋臺一部崩壊し、十月九日、工兵一・二で修理した木橋。

山下橋 全焼し、九月十九日、工兵一・四で架設した木橋。

計 二十橋

尙此他通行に支障なき程度の橋 十五橋

(震災救護施設状況報告市日報)

第四節 鐵道

第一項 被害概況

鐵道運輸に及ぼしたる震災の被害は、實に慘憺たるもので、殆んど運輸一切の機能を失ひ之が應急の施設には約二箇月の長きに亘つた。主なる障碍の區域は、東海道本線を初め、大小の破壊は全線に亘つてゐるが、殊に横濱線、横須賀線、熱海線等は全滅の状態に陥つたのである。線路は云ふまでもなく、震害のために至る所波状をなし、枕木は悉く焼失し、殊に本市所在の驛舎は、震害に伴ふ火災のために、一・二を残して、大破した後、灰燼に歸したものである。

鐵道省に於て全驛を調査した結果を見るに、驛舎の焼失十八、大破の厄を被りたる驛は三十二の多きに達して居る。その他機關車、客車、電車及貨車の焼失又は破損したるもの總數千八百九十八輛を算するに至つた。之を見ても、被害程度の一端は窺知する

ことが出来得るのである。左に遭難列車及焼失車輛を一般的に掲げ、脱線顛覆焼失破損を初め、旅客職員の死傷数をも示さう。

遭難列車と死傷

場所	列車番号	種類	脱線又顛覆車輛數
海神奈川	四一一	貨	五
保土ヶ谷	一一二	客	八
大塚	七九	客	〇
大船	六〇九	客	三
船	六〇九	貨	一
藤澤	四〇三	貨	八
藤澤	六〇〇	貨	一
茅ヶ崎	六二五	貨	九
茅ヶ崎	四一〇	貨	一
平塚	七四	客	一
下會	六〇三	貨	九

場所	列車番号	種類	脱線又顛覆車輛數
山下會	六〇二	貨	一
山北	四二二	貨	一
山北	四二三	貨	一
御殿場	四〇九	貨	九
御殿場	九〇二	貨	九
鎌倉	三三二	貨	二
田浦	五二四	客	一
根府川	一〇九	客	一
根府川	一一六	客	一
長津田	八五二	貨	四
東	八二四	客	一
安房勝山	二六一	貨	八
安房北條	二一一	客	一
柏	九二二	貨	一
新	七二三	貨	四

海神奈川 (場) 所 (即) (旅) (死) (重) (傷) (輕) (客) (傷) (即) (職) (死) (重) (傷) (輕) (員) (傷)

(計)	九七一	三〇一
(三八)	(三八)	(九)
(合 計)	一、四七五	四三三
	(三八)	(九)
		一、八九八
		(四七)

(鐵道省調査)

第二項 その復舊經過

九月六日 東海道線品川東神奈川間開通。 一日五回、二往復半、運轉時間不定。

右列車を工事用列車と稱して、乗客者は無賃。

九月七日 品川横濱間開通。 貨車二十八輛連絡して運轉往復。

九月八日 品川大船間開通。 四往復運轉。 其他八日より十日まで品川保土ヶ谷間及品川川崎間一往復運轉す。

九月九日 横濱品川間鐵道占用電話開通。 横濱一箇所品川事務所通信を開始す。

九月十日 大船逗子開通。 十日より十二日まで大船藤澤間開通し、七往復運轉す。

九月十一日 品川大船間七往復運轉す。 品川横濱間七往復運轉す。 神奈川品川間食糧輸送のため臨時貨物列車一往復運轉す。

九月十二日 東神奈川高島驛間貨物車輛試運轉す。

九月十三日 茅ヶ崎迄開通。

高島川崎間機關車二臺運轉す。給水のため。大船馬入川東岸假驛間八往復運轉す。 逗子・田

運輸交通(その復舊經過)

浦間八往復運轉す。

九月十四日 高島川崎間機關車二臺運轉す。給水の
ため。

九月十五日 高島川崎間機關車二臺運轉す。給水の
ため。

九月十六日 田浦迄開通。高島東神奈川間臨時貨物列車運轉開始。品川横濱間十一
往復。品川田浦間七往復。品川大船間一往復。大船馬入假驛間八往復。

九月十七日 二十一日迄大船田浦間八往復運轉。馬入川は渡船を以て連絡し、平塚國
府津間四往復す。高島東神奈川間臨時貨物列車一往復運轉す。神奈川品川間食糧

品輸送のため臨時貨物列車二往復當分運轉す。

九月十八日 高島東横濱間下り線試運轉す。

九月廿一日 東京茅ヶ崎間七往復運轉。東京横濱間七往復。東京保土ヶ谷間五往復
を運轉す。大船馬入川假驛間貨車下り一回運轉す。貨物
車。品川東神奈川間貨物車四往

復運轉。品川茅ヶ崎間貨車一往復運轉す。

九月廿一日 旅客列車を使用し。工専用列
車を廢止旅客は運賃を徴收し輸送す。同日より十月

二日まで大船田浦間八往復す。

九月廿二日 東神奈川東横濱間試運轉す。

九月廿四日 高島東横濱上り線開通す。東神奈川東横濱間客車二往復す。
九月廿五日 東横濱港間試運轉す。
九月廿六日 東横濱港間試運轉す。
九月廿七日 東神奈川高島間客車試運轉す。
九月廿八日 品川東横濱間客車二往復運轉。乗客輸送
のため。東神奈川八王子間客車三往復。
沙留東横濱間臨時貨物列車二往復。東神奈
川經由。
九月廿九日 東神奈川八王子間客車三往復。
九月三十日 東神奈川八王子間客車三往復。馬入川渡船連絡を廢止し、徒歩連絡を開
始す。徒歩區間約十二丁。

十月一日 電車東京浦田間開通す。大約午前五時半より午後九時半まで十二分毎に
運轉す。本日より十八日までの間東神奈川八王子間貨物列車二往復運轉す。工専用
材料運
搬の
ため。

十月二日 東海道線發着時刻改正し、旅客車運轉。

東	京	横須賀間	客車七往復
大	船	横須賀間	同 一往復

運輸交通(その復舊經過)

五六五

東京	橫濱間	客車十往復
同	東橫濱間	同 二往復
大船	橫須賀間	貨車二往復
汐留	東橫濱間	同 二往復
品川	東神奈川間	同 四往復
東神奈川	茅ヶ崎間	同 一往復

十月五日 馬入川谷峨間徒歩連絡にて沼津以西開通。

十月六日 本日より大船・茅ヶ崎間往復運轉開始。東神奈川八王子間貨車五往復運轉。

工事用材料運搬のため。鶴見高島間下り線試運轉す。

十月八日 東京東橫濱間客車三往復す(鶴見驛經由)。

汐留	東橫濱間	貨車二往復
高島	品川間	同 四往復
同	茅ヶ崎間	同 一往復
同	東神奈川間	同 三往復
同	川崎間	機關車三往復(給水のため)
同	保土ヶ谷間	貨車二往復(給水のため)

十月九日 高島保土ヶ谷間墜道土運搬列車七往復。大船橫濱間自動車信號機使用。

十月十日 高島大船間土運搬列車三往復。

十月十三日 高島保土ヶ谷間貨物列車九往復運轉。

十月十四日 蒲田鶴見間電車試運轉。

十月十五日 高島茅ヶ崎間貨物車二往復運轉。

十月十六日 鶴見橫濱間電車試運轉二往復。

十月十九日 二十六日まで八王子高島間砂利運搬のため貨車二往復。

(震災彙報)

第三項 開通に關する震災當時の諸報

○九月十一日 震災彙報神奈川版

汽車時間表

上		下	
午前 五時五十五分	品川行	午前 五時二十二分	大船行
同 七時五十五分	同	同 七時十八分	同

運輸交通(開通に關する震災當時の諸報)

午前 九時五十八分	品川行	午前 九時二十分	大船行
午後 零時十三分	同	同 十一時二十八分	同
同 二時十八分	同	午後 一時四十三分	同
同 四時二十一分	同	同 三時四十六分	同
同 六時二十七分	同	同 五時五十二分	同

川崎以外は停車せず。但し戸塚駅通過

○九月十二日 震災彙報

無賃乗船車廢止。從來各府縣より震災救護事務の爲關係者の上京する場合には、地方長官に於て證明書を發行したる場合に限り便宜上無賃にて汽車汽船の輸送を爲し來りたるが、十二日より救護事務關係者と否とを問はず、各府縣より東京又は横濱に向ふ者は賃銀を支拂はしむることとなれり。

○九月十二日 震災彙報

十日午前十一時四十分、横須賀線大船逗子開通、熱海線不通。

○九月十二日 震災彙報神奈川版

(線名)

東海道線

品川・茅ヶ崎間	(列車運轉區間)	茅ヶ崎・平塚間	(不通區間)
平塚・二宮間		二ノ宮・御殿場間	
御殿場以西		横濱・櫻木町間	
大船・逗子間		逗子・横須賀間	
		國府津・眞鶴間	
		東神奈川・八王子間	

備考

徒歩連絡を圖る見込なるも、期日未定。二宮國府津間十二日。國府津山北間二十日。山北谷磯間徒歩連絡開通豫定二十日。谷磯駿河間十三日。八王子原町田間十五日開通豫定。其他未定。

○九月十四日 震災彙報神奈川版

鐵道と自動車道。

小田原方面

運輸交通(開通に關する震災當時の諸報)

品川・國府津間 汽車
國府津・小田原 自動車

に依るを便とす。馬入川以西には、乗合自動車あり。但し馬入川及酒匂川は未だ自動車を通ずるに至らざるを以て、徒歩連絡を要する。

東京よりの自動車は、東海道は戸塚まで、八王子經由なれば、藤澤まで達することを得るも、戸塚・茅ヶ崎間の開通は尙兩三日を要すべし。因に馬入川は十二日假橋出來、輕き車を通ず。右の如く小田原方面への交通は漸次開けつつあるも、同地方は東京・横濱に劣らざる震害を被り、食糧不充なるを以て、成可く同地方に赴かざるを可とす。殊に箱根越えは當分困難なるを以て、沼津・静岡方面への旅客は、海路清水港へ向ふを便とす。

○九月十四日 震災彙報神奈川版

横濱・品川間の運轉回數を十九往復に増加し、横濱以西東海道大船・茅ヶ崎迄開通、七往復とす。

○九月十四日 震災彙報神奈川版

電車。京濱電車は十一日既に品川・新子安間開通せるが、十三日より新に蒲田・大鳥居

間(穴守線)開通せり。尤も本線は、六郷橋は當分の間徒歩連絡なり。

○九月十八日 震災彙報神奈川版

鐵道無賃輸送の制限。鐵道省線の汽車・汽船は、從來罹災者の無賃輸送を爲し來れるも、來る二十一日より罹災者と雖も、市區町村長の證明書を持參せざる者は、賃銀の支拂を要することとなれり。

○九月十九日 震災彙報神奈川版

横須賀線・田浦驛まで開通の處、二十五日頃横須賀まで開通の見込。
東海道線・馬入川鐵橋修理中、馬入川に連絡を設け、國府津まで開通。平塚・國府津間一日三往復。國府津・御殿場間は二十日頃開通の見込。

横濱驛乗降人員(十五日)の概數

乗客	上り	一萬人	同	下り	六千人
降客	上り	六千人	同	下り	二萬人

○九月十九日 震災彙報神奈川版

横濱臨港鐵道の復舊。震災に依り破壊したる臨港鐵道は、主として東京鐵道局・水戸

運輸交通(鐵道開通に關する震災當時の諸報)

保線事務所の手に依り、九月十七日より復舊工事に著手したるが、九月廿五日までには完了の見込みなり。

○九月廿一日 震災彙報神奈川版

横濱驛乗降人員概要(十八日)

乗車人員数上り下り

計約一萬六千人

降車人員数同

計約二萬六千人

開通豫定

- 一 東神奈川・原町田・八王子驛間一兩日中開通の見込。
- 二 横濱・櫻木町間の開通期は目下の處不明。
- 三 横須賀線
 - 大船・田浦單線開通
 - 田浦・横須賀間廿四五日頃開通の見込。
- 四 茅ヶ崎・平塚間
 - 徒歩連絡開通の處、豪雨の爲め假橋流失、連絡杜絶せるも、十七日中に復舊、再び徒

歩連絡開始す。

五 國府津・眞鶴間開通期不明。

六 國府津・御殿場間二十日頃開通の見込。

○十月廿二日

馬入川線路開通。来る廿一日、馬入川線路不通個所復舊に付、同日より東海道線列車は馬入川徒歩連絡を廢し、東京第三酒匂川間直通運轉す。

第四項 當局の應急施設と諸活動

災後直に、鐵道當局はその被害程度當ならざるに鑑み、線路その他の安全を確知するに非ざれば、列車運輸の停止を命じたのである。かくて一時震災地域の運轉は、事實停止の状態に陥つた。然れども應急施設の急なるを知り、殊に東京鐵道局所管區域に係る鐵道の被害は激甚なりしたため、同局管下の従事員が應急處置に關し、不眠不休の努力を致した。分秒を争ふ應急工事に對して、到底平時の従事員のみにては困難であるので、他より應援を受けることとし、名古屋神戸門司仙臺札幌の五鐵道局、東京第一及第

二改良事務所熱海線建設事務所等より従業員の應援を求め、應急工事に當らしめた。是等の應援隊は當時は同じく交通機關も絶えておるのであるから、水陸を問はず萬難を排して、所要の材料をば携帯して、急速指定の部署に著いたのであるが、その結果應急工事も進捗したので、貢獻實に大なるものであつた。

又鐵道部に止まらず、外部の應援も甚大なものであつたが、中にも鐵道第一聯隊及第二聯隊、横須賀重砲兵隊、海軍機關學校及新潟青年團の活動は、實に永く銘記すべき功績である。(陸軍工兵救援の條参照。)

各應援隊の活動を示せば

(分 擔 區 域)	(特 別 應 援 隊)
東 京 田 町 間	東京第一改良事務所
川 崎 横 濱 間	鐵道第二聯隊
横 濱 大 船 間	鐵道第一聯隊
鶴 見 高 島 程ヶ谷間	
東 神 奈 川 高 島 間	

東 神 奈 川 海 神 奈 川 間 水 戸 保 線 事 務 所
 高 島 横 濱 港 間
 東 神 奈 川 原 町 田 間 工 兵 第 十 五 大 隊

開通 かくして線路の應急工事も一段落を告げ、斯の如く全力を擧げて進捗せしめたる結果、次表に示す如く漸次開通を見るに至つた。唯熱海線早川真鶴間は破損殊に甚しく、應急工事に多大の日子を要するを以て、當分の間之を閉鎖するの已むなきに至つた。

汽車運轉開始の區間及月日

東 海 道	東 京	九 月 十 八 日
品 川		四 日
六 郷		五 日
鶴 見		六 日
東 神 奈 川		

交通運輸(當局の應急施設と諸活動)

運輸交通(當局の應急施設と諸活動)

高島	東横	東横	高島	東神奈川	高島	保土ヶ谷	川崎	川崎	大船	鎌倉	逗子	田浦	横須賀
九月十二日	九月廿六日	九月廿六日	十月十二日	十月十二日	十月十三日	十月十三日	十一月十七日	十一月十七日	九月九日	九月十日	九月十日	九月十日	十月一日

横濱	大船	藤崎	茅塚	平塚	大磯	二宮	國府	山北	谷峨	御殿	汐留	品川	鶴見
九月七日	九月八日	九月十一日	九月十二日	九月廿一日	九月廿一日	九月廿一日	九月廿一日	九月廿一日	九月廿一日	九月廿一日	九月廿一日	九月廿一日	九月廿一日

(九月十三日より開通迄徒歩連絡す)

(九月廿一日より開通迄徒歩連絡)

横濱線

東神奈川

九月廿八日

原町田

廿日

八王子

熱海線

國府津

十月十五日

小田原

十一月五日

早川

未定

真鶴

蒸汽列車運轉開始

(線名區間)

(哩)

(程)

(開始月日)

(記)

(事)

東海道本線

東京品川間
六郷川東岸間

四、三
六、七

九、一八
九、四

六郷川東岸
鶴見間

二、五

九、五

東神奈川
横濱間

三、三

九、六

横濱
大船間

一、四

九、七

大船
藤澤間

一〇、六

九、八

藤澤
茅ヶ崎間

二、八

九、一

平塚
大磯間

四、七

九、二

大磯
二ノ宮間

三、三

一〇、二

二ノ宮
國府津間

三、四

九、二九

國府津
山北間

三、九

九、一三

山北
谷峨間

九、九

九、二一

谷峨
御殿場間

二、七

一〇、二八

御殿場間

九、五

九、二一

九月十三日より十月二十日迄徒歩連絡

九月廿一日より開通迄徒歩連絡

横濱線

東神奈川・原町田間
原町田・八王子間

一四、〇
九、二八
一二、四
九、二〇

東海道本線

東 京・蒲田間
蒲 田・横濱間
横 濱・櫻木町間

九、〇
九、二
一、〇
一〇、一
一〇、二一
一二、三〇
一、〇

電車停車場に對しては蒸氣列車を停止

せしむ

かくの如く十二月三十日横濱櫻木町間は電車の舊復を見るに至つた。(鐵道省調査)

参 考 一

(イ) 運輸機關の破壊に伴ふ諸問題

十月十五日横濱市日報に所載の如く大阪方面から来る貨物の延著と市中商品賣値の高いと云ふ二主題のなぞで横濱市經濟復興の爲めには由々敷大敵とし、その根本理由は東海道線の現状は斯くの通

りの輸送機關の復興難が基因してゐる。即ち大阪方面の工業品を横濱市に輸送する爲めに要する其の時間と運賃とが震災前の夫れに比して著しい相違である。例へば運賃の如きは従前の横濱港から英國倫敦までの費額に匹敵し時間の點に於ても優に一週間以上を要するも交通運輸機關の復舊と秩序恢復の現状に徴し斯かる現象は如何にも不可能なる謎として、商工業者間に取沙汰され一面横濱市への出荷躊躇となり同時に一般商品の市價を高からしむるので、市民の消費負擔を多からしめ惹いて市の經濟復興に多大の障害を及ぼさうとして居る。現在に於ける輸送機關に依る貨物の延著と而して市内商品の小賣値段が何故に騰貴するのであるかこの謎の主題を解くためには、先づ即今の運輸交通状態を語らねばならぬ。茲に鐵道情報に基いて豫報した東海道線の汽車全通期日は其の後屢次の暴風雨に妨げられて甚だしく豫定を遅らされてゐる。難工馬入の鐵橋は工兵隊の努力で、今や其の竣工期に達しては居るが茅ヶ崎平塚間山北谷峨間の徒歩聯絡に依るに非ざれば依然として静岡以西への汽車旅行は出来ぬ。然して此の行程を取る旅客にありては、上記二箇所の徒歩區間は其の携帶品處理のため前所は一個貳拾錢見當の人夫賃を支拂ふか、若くは自身携行の勞力を要し、後所は全然所有者携帶の事となつてゐるので、未だ到底平日の安易と便宜を夢み得べくも無い有様なので多くは横濱驛にて聯絡乗船券を求めて請求交附清水港に上陸其所から有料自動車の便を藉りて、江尻驛に出で、更らに汽車に乗り込んでゐるのである。又該聯絡船は横濱清水兩港共毎日午後五時の同刻を限り、横濱より清水へ翌朝六時著清水より横濱へ同上時刻到着で、二船慶福丸高麗丸交互に乘客と並に辛うじて僅少な

る手荷物輸送に従事してゐる次第なので殆んど單身簡單なる旅行にありても勢ひ餘分に時間を空費せねばならぬ状態で、小荷物及大貨物の輸送に至りては、未だ全く受付けて居らぬ不便さを免かれ得ないのである。

(○) 東海道線で取扱はぬ大小貨物の迂回振り運賃率は同じ

だが距離の差額が商品の負擔を増す

東海道線汽車旅行の不便さが丸裸の夫れであつて、尙且つ上記の程度であり、大小荷物輸送が全然行はれて居ないので、勿論大井町東神奈川間保土ヶ谷山北間横濱線各停車場駿河御殿場間逗子田浦横須賀間にありては平素通り運輸營業を開始してゐる。大阪より横濱への貨物輸送は航路以外の陸路方法としては名古屋より中央線に依るのが最も便利とされるのであるが、之には言ふ迄もなく貨車の聯結換へを行ふ手數と貨物の輻輳停滯や距離の相違が生じて來る。従つて一哩當り同一の運賃率によるも、自然多額の運賃を貨物に負擔さす事となるので、此處に時間の遅著と市價の高率理由を發見する譯で差當り此から複雑不便なる輸送経路の改造復舊されざる限り營業者の苦痛と消費者の負擔軽減とは得て期し難き破目にあるので、一に鐵道當局に對し此際一番の精勵努力を希望せざるを得ない。更に貨物輸送距離の遠きに從ひ減制による一種の割引を受け得るには相違なきも、同一貨物の同一距離の輸送費が實際計算の上で災害前よりは所詮倍額たるを辭み得ない状態に對し、市内の有力運送

業者は、「勞力缺乏に由る人夫車力賃の騰貴其の他の事情から心須的に免かれ難い現象だ。」と決め込んでるが之れが直ちに肯定さるべき果して必然的な理由視すべきや否や其所には相當省察の必要あるは見逃し得ない點であらう。

更に阪神地方に於ける海運業者は京濱方面への小船輸送を避けた傾向がある由なるも、之等は當初救済品到着當時京濱沿岸にありし大小船舶は殆んど陸上の火災で類焼の厄に遭ひ全滅の有様となり、陸揚げ荷役等に一大支障を來し若干近縣の漁船其の他を徵發せし爲め、今日に於ても動もすれば當局の眼に觸れたが最後直ちに同様徵發の運命に會ふべきを懸念せる結果と推せられてるが今日當局がさる徵發を必要とせざるは勿論、絶対に斯様の不安なきに拘はらず、今尙斯かる誤解から阪神よりの海上輸送が圓滿を缺くが如き事ありては、横濱市の經濟復興上由々敷大事たるを以て、市では復興會と打合せの上徹底的に右真相闡明に努むべく焦慮した。

(市日報)

参考二

震災直後片々録

(イ) 避難民及旅客の輸送

震災後避難民の歸行するもの及び罹災者救護等の爲めに震災地往復する者は激増したので、取敢へ

ず震災地に著く小荷物の發送を停止した。一方列車運轉の可能な線路に於ける旅客列車に對しては、客車連絡車數を増加して、燒損の爲客車不足の状態であるから、品川横濱間及品川田端間開通の際の如きは貨車に依り旅客を輸送したのである。其の他の區間に在つても貨物列車に客車を結び、軍隊又は通學通勤者等の輸送に充てたのである。

(一〇) 震災地域内入込者の制限

震災地より歸行する避難民に對しては、無賃運送の途を開き、震災地退去の便を與へたが異常の變災のために親族知友等の見舞慰安其他救護の名の下に、震災地域内に入り込む者日一日と激増したために食糧逼迫の虞あるのみならず、秩序恢復等にも多大の支障を生じた。而かも徒らに輸送を混亂せしむるに過ぎず。故に戒嚴の條件に赴く必要ある者の外は、絶対に震災地域内に入るを得ざることとし、各驛に於て軍隊及警察官憲と協力して、之が拒否に努めたのである。震災地入込客退去の色もなかつたので、震災地域に到着する列車を或程度まで減縮して、輸送力に制限を加ふるの外方策なきを認め、九月九日より上野驛著上り列車にして、二鐵道局以上に亘る長距離運轉列車の中約半數は全然旅客の取扱をなさず、空車廻送列車として運轉したのである。

(八) 不通區間に於ける徒歩及船連絡の狀況

幹線として東海道本線茅ヶ崎平塚間、山北駿河間及中央線與瀬上野原間を始め、北條線岩井富浦間、九

重千倉間の激甚の被害のため、不通久しきに亘り、以て極力之が復舊に努むるの外、應急設備を施し、相互列車を線路支障地點まで進行せしめ、徒歩又は渡船の方法に依り、連絡の途を開き、旅客手荷物輸送上の利便を圖つた。其の間天候の影響により、徒歩渡船の連絡設備も破壊せられ、之も又々不通となる場合もあつて、輸送上の困難筆紙に盡すことは出来ない。旅客輸送上に於て當分はかかる多大の効果を收めたのである。

(二) 徒歩連絡の區間と開廢月日

不通區間	(徒歩區間距離)	(取扱種別)	
		(開始月日)	(廢止月日)
茅ヶ崎間	開始當時約一里後十二町に縮	九、一三	一〇、一〇
山北間	約十七町	九、二〇	一〇、一〇
駿河間	約十五町	九、九	一〇、二四
上野原間	約十五町	九、二七	
富岩浦井間	約三十町	一〇、二四	一一、〇七

参考

其の後東京横濱間線路開通し、一方横濱港棧橋の應急設備なりたるを以て横濱税關長と協議の上、九月二十八日より芝浦との連絡を止め運航區間を品川清水港間(百十八哩)に変更し、同時に本航路經由東京品川横濱より江尻以西各驛及靜岡江尻より横濱品川東京著旅客手荷物の取扱をなすこととし、尙震災各驛と御殿湯以西各驛との間に發着する小荷物の輸送をなすこととせしが十月二日よりは連絡線による旅客のために特に東京横濱間に臨時汽船連絡列車を運轉し、連絡旅客に對し、一層の利便を加へた。超えて十月十二日に至り、東京品川横濱より江尻以西各驛著及び江尻以西各驛より横濱東京間各驛著旅客及手荷物の取扱をなすこととした。而して同船に由る旅客運賃は連絡船のみの乗客に對しては横濱江尻驛間鐵道賃船車連絡旅客に對しては當該乗車券面區間に對する鐵道運賃に依り汽船内二等寢臺料金を一箇壹圓とし、尙食費は自辨とするも、船内には簡便なる食事を實費にて供する設備をなした。

(木) 手 荷 物

震災後罹災地に向け關西方面より輸送せらるる物資の數量は著しく増加したる結果貨物輸送力の缺乏に自ら發送制限の已むなきに至つた。之等の物資は一部小荷物に轉化するに至り、竝に小荷物輸

送上の困難を惹起したのである。十月二十八日東海道線の開通と共に更に一層の入荷あるべき形勢であつたので、寧ろ滯貨を一掃して陣容を一新せしむるの得策なることを認め開通と同時に取扱を停止した。逐次運輸状態の平順に復するを俟ち、十二月二十五日より全部之を解除した。

(へ) 震災地行貨物の輸送

震災地罹災者救護に必要なる應急物資に就ては無賃輸送の方法を講じ、稍、秩序の恢復を見るに至りては、無賃輸送の品種を一部に限定し、代ふるに運賃半減を以て運送することとしたのは既に述べた通りである。

(ト) 生絲輸送に對する臨機の處置

横濱市の被害激甚にして帝都の關門港としての復興容易ならざるものありしに拘らず、貿易の大宗たる生絲に對しては、早くも九月十七日より横濱生絲市場の取引を開始し、同日忽ち三萬五千五百斤の手合を了したるの實況にして、農商務省及關係業者より中央信越線横濱宛生絲を鐵道便を以て、江尻に送り清水港横濱港間を當時臨時運輸中の省連絡船に由り輸送方申込あり、之に應ずるも、旅客輸送上別段の支障を與へざるものと認め、九月廿八日より、一は鐵道便直通に依り中央線與瀬以東東北線與羽線、磐越線陸羽線、總武線、各驛發東横濱又は横濱港驛著、他は上記以外の各驛發清水港まで鐵道便清水港、

横濱港間は臨時運航汽船に由らしめ貸切扱にして、所定の條件を承諾したるものに限り、之が取扱をなすこととし、超えて十月二十日より、小口扱に對しても同様の取扱をなし得ることとし、十月二十四日限り之を廢止した。

(子) 無 賃 輸 送

罹災者の無賃又は割引運送 罹災者救済の目的を以て、九月四日より震災各驛發罹災民及一般避難民に對しては別に何等の證明なくして、無賃輸送の途を開き、次で一般秩序恢復の緒に就き東海道不通區間に徒歩連絡の取扱を開始するに至りたるを以て、一般避難民の無賃輸送は九月二十日限り之を廢止し、九月二十一日より東京市は區長、其の他の罹災地に在りては關係市町村長の發行する罹災民たるの證明を所持するものに對し、九月末日までの間、無賃運送の取扱をなした。又一且避難する罹災者にして避難地より故郷又は親戚知人を頼りて旅行する者に對しては九月二十二日より十月十日までの期間中、市町村長の發行する一定の證明書を提出せしめ、運賃五割減を以て運送する事とした。

救護従事者の無賃及割引運送 震災救護事務のため往復する者にして、官廳又は公共團體の發行したる證明書を所持するものに對しては、九月三日より同十三日までに無賃扱に依り來接したる地方青年團及在郷軍人にして九月三十日までに歸還する者に對しては、救護事務局の證明により、孰れも無賃運送の取扱をなさしめた。此の外在郷軍人團にして在郷軍人團本部より救護に従事するため

召集を受けたるものに對しては、九月十四日より同末日まで聯隊司令部の證明により、運賃五割引を以て運送の途を開いた。

罹災鮮人保護鮮人及支那人の無賃運送 罹災鮮人に對しては、九月二十八日より十月三十一日まで、朝鮮總督府發行の證明書を提示せしめ、釜山まで無賃返還し、又各地に保護集團せしめたる鮮人及支那人の集團移動に對しては、保護官廳の申出により、無賃輸送の取扱をなした。

軍人及軍需品の無賃輸送 九月十日より、戒嚴地域内に於て輸送する軍人及軍需品にして、軍用輸送券を提出すること能はざるものに對しては、輸送指揮官又は宰領者の發行する文書を收受して、無賃運送をなすこととせしが、更に九月二十日より一定の條件を具備する證明文書を提出せしめ、個人乗車たると部隊旅行たるとを問はず、其の携行する軍需品共、無賃輸送の取扱をなした。

新聞用紙及新聞紙原稿の無賃輸送 震災地域内新聞用紙は、救護事務局の輸送承認書あるものにして、荷受人を當該新聞社とし、著驛に於て之を配給司令部に引渡す事を條件とし、九月十一日より同二十日まで、無賃輸送をなし、又清水芝浦間連絡航路を経由する大阪發東京著新聞紙原稿の無賃輸送の途を開き、以て新聞紙發行上の利便を供した。

食糧・救護品・復舊材料救恤品の無賃運送 震災地に到着する食糧及救護品に對しては、九月三日より復舊材料に對しては、同五日より、九月二十日まで、行政官廳又は公共團體宛のものに限り、無賃輸送をなし、又一般救恤品にして、行政廳又は公共團體に發著するものに對しては、九月二十一日より十

月十日まで寄贈救恤品にして官公衙發着のものに對しては、十月末日まで引續き無賃扱とした。又食糧品飼料家畜衣類寝具及附屬品並に其の材料諸建築材料運搬具燃料藥品及衛生材料小間物荒物類紙類疊建具及其の材料炊事用具食器類諸工具履物及雨具類に對しては、九月二十一日より運賃五割減を以て運送の途を開き超えて十一月十一日に至り其の品種を追加し、十一月末日まで之が取扱を繼續し、以て罹災民救済及震災地域内に於ける物資の供給を資した。此の外官公署以外の會社又は團體にして、自己關係罹災者救護の目的を有する食糧品及救護品の輸送に對しては、救護事務局の證明に依り、九月六日より九月二十日まで無賃輸送をなした。

荷受人不明小荷物竝返還救護材料の無賃返還 震災地域内各驛に到着したる小荷物及貨物にして荷受人不明のため引渡不能のものを發驛に返還方荷受人より請求ありたる場合は天災事變に基く線路不通の場合に於ける取扱に準じ、復路無賃返送し又救護の目的を達し、發送地に返還する。救護材料にして、行政廳又は公共團體を荷受人とするものに限る。九月二十三日より十月十日まで、無賃運送の取扱をなした。

震災地域外慈善機關宛救恤品の無賃輸送 震災地域行救恤品を震災地域外に在る慈善機關に取纏めんがために輸送する場合には發地に於ける市町村長の證明あるものに限る。九月十八日より同末日まで、無賃を以て運送し更に之を震災地域内に輸送する場合は荷受人荷受人共行政廳又は公共團體のものに限り、無賃の取扱をなした。

以上災罹民救護従事者軍人軍需品新聞紙及新聞紙原稿食糧品復舊材料救恤品其の他に對しては或は無賃を以て、或は運賃五割減を以て運送するの便を開き罹災民及罹災地域内に於ける物資供給上の利便を圖るに努めたが、之等取扱は獨り鐵道省線内に限らず、旅客關係に在りては、鮮人及支那人に關するものを除きたるの外全部、貨物關係に在りては無賃扱に屬するものと省線連滯鐵道を通じ適用することとした。

(鐵道省運輸課調査)

第五節 通信機關

市内郵便電話の被害狀況は、別項に述べたれば、茲には省略するが東京遞信局が取りたる所置を左に述べやう。

電信は震災と同時に、全部不通となりたるのみならず、電話局の多くは煉瓦又はコンクリートの建築なるを以て、災害は他より一層大なるものありと察し、直ちに左記方面に亘りて、實査隊を編成し、電話各分局の調査に赴かしめた。

横濱方面の災害に付ては、災後直ちに同地方より逃れたる避難者の談に依り、被害甚大なるを知り、二日朝第一實査隊をオートバイに同乗せしめて急派した。

其の後に於ける情報に依れば、同地方食糧缺乏せる趣なるを以て、翌朝更に應援隊を

出發せしめ、越えて四日、應援隊を組織し、海路水雷艇に便乗し、救濟材料及テント等を携帶して急行せしめた。横須賀鎌倉方面には、横濱の應援隊より別働隊を特派し、實況調査せしむることとした。

又一方工務課に於ては、電信電話の開通を急ぎ、中央電信局焼失後直に、官吏練習所に於て直ちに之を開始せんと、電池其の他の手配を爲せしも、是亦同所も焼失したるを以て、市内適當なる場所に於て通話を開始するに如かずとし、技手を川口赤羽北千住白目黒中野横濱に派遣し、其の結果最も便利なる北千住を選び、ここにて通信を開始することとした。

三日に至り、電信電話は中央たる丸の内に於て開始すべきこととなりたるを以て、市内線路の取片付及マンホールの試験工事を始め、其の準備に著手せる等、著々通信開始に努力した。

災害に於ける措置としては、被害の取調、従事員の食糧及復舊材料の調達等皆急を要せざるものなく、又一方事業は速かに開始すべき必要あるを以て、災害の息むと共に、先づ二日焼け残りたる局に於て貯金非常拂ひを開始し、罹災者の便利を計り、又電信電話は全部不通となりたるを以て、同日無線電信協會及安中無線電信を利用し、横濱港碇泊

中のコレア丸を仲介として、通信の途を開きたるも、兩電信所共電力弱くして、受信は可能なるも、送信の力なくて、充分の効果を顯はすこと能はず、幸ひ又同日に至り千住局より東北に達する電信電話の數回線恢復せしを以て、宇都宮高崎局等の中繼として、全國に對し、通信の途を開いた。翌日同局より宇都宮足利等へ電話回線の恢復を見、又四日に至り、大阪名古屋新潟甲府長野等へ電信回線を開いた。

斯の如く通信開始に努力すると共に、罹災者に炊出するため局員を八方に派し、食糧品及蠟燭等日用品の調達に力め、災後直ちに各避難所に對し、その配給をなした。之れと同時に東京以外の鎌倉横濱等の災害地にも、米及副食物の配給をした。

又廳舎の夜警に就ては、各局と共に等しく苦心する所なるも、特に遞信局は本省焼失せしを以て、通信關係の中心をなす上、事業用物品食糧品の貯藏多きを以て、二日より警戒を嚴にし、毎夜五六十名の局員は徹宵警戒をなした。

尙電氣海事保險事務に於ては、災後直ちに主管課に於て關係事務災害の調査等各事務に従事した。

(東京遞信局調)

第六節 電 燈

電燈は他の諸機關と同様に破壊せられ、東京電燈株式會社横濱支店は全部倒潰焼失し、従業員は約六十名死亡し、同方面に配電する發電所變電所の如きも大なる損害を被り、爲めに一時全く供給不能の状況に陥つたのであるが、八日夜應急工事を施し、東京方面と連絡し、其の受電力により取敢へず横濱警察署外夜警所に點燈し、十二日より神奈川方面の大部分に送電點燈することを得たのである。

更に復舊の経路を述べれば、九月八九日頃、逓信省及東京電燈株式會社と打合せ、その結果左記の決議に基いて點燈の見込も立つた。その区域の順序として、先づ官公署避難所救護所上陸地點交通頻繁地區の街燈を先きにし、漸次一般住宅に及ぼす方針で、復舊工事に着手したのであるが、以後間もなく神奈川警察署附近は八日より、二百燈の點燈を見た。次で反町齋藤分柳町全部は十一日より點燈し、漸次に程ヶ谷變電所櫻木町變電所間の工事を完了し、尙ほ電車のポールを利用して、道路上にも點燈の豫定をなし、十三日より縣廳及市役所に點燈するを得たのである。その後間もなく全市に普及した。

此の外陸軍照明隊は、發電裝置自動車二臺を以て、十四日より野毛山伊勢山に於て點燈照射し、警戒に當つたのであるが、十月上旬末から廢止された。左に打合事項を述べれば左の通りである。

逓信省及東京電燈株式會社打合事項

- 一 内外線の安全程度に付統一決議
- イ 倒壊せる家屋に於ては、引込線を切斷すること。
- ロ 傾斜せる家屋に於ては、内線工事は危険なりと認め、引込線を切斷すること。
- ハ 殆んど完全なる家屋に於ては、内線も安全と認め送電すること。但し陸上變壓器を検したる上、送電すること。

ニ 第三號の場合には、屋内點燈數を成るべく節約する様口達すること。

二 點燈方針

東京電燈横濱支店は、神奈川縣及横濱市役所と協議し、點燈の見込立ちたる區域に於て、先づ官公署避難所救護所上陸地點交通頻繁地區の街燈を先にし、漸次一般住宅に及ぼすべき方針である。

三 點燈區域

運輸交通(電燈)

東京電燈株式會社橫濱支店に於ては、復舊工事に關し、逓信省其他の關係廳と打合せを遂げ、工事を取急ぎたる結果、左記の通り點燈せらるる見込である。

横 濱 市 内

- イ 子安變電所に於ては、六郷變電所より電力の供給を受け、八日の夜に於ては、神奈川警察署附近に二百燈を點燈し、而して之に引續き、直に二ツ谷、桐畑、反町、臺町、淺間町、輕井澤方面に點燈の筈。
- ロ 子安變電所程ヶ谷變電所間の一部電線未落成なりし處ありしも、工事取急ぎたる爲め、二三日中に完成する見込に付、之と同時に保土ヶ谷方面、久保山方面、南太田方面は全部點燈せらるる見込。
- ハ 櫻木町方面は程ヶ谷變電所に送電せらるると同時に、地中線を利用して縣廳市役所(假)横濱驛水上警察署に點燈し得らるる見込なり。又弘明寺方面は、程ヶ谷變電所より地中線を利用し、南吉田變電所より送電し、二三日中に點燈せらるべく、本牧方面は磯子間門一部送電線未だ落成せざれども、間もなく完成する筈に付、之れも二三日中に點燈し得る見込。

電燈工事工程

九月十二日點燈區域

- イ 神奈川町殘部 (但幸ヶ谷は未定)。
- ロ 淺間町程ヶ谷町の一部。
- ハ 久保町久保山、境ノ谷、西戸部、縣立一中附近。
- ニ 縣廳市役所。
- ホ 横濱驛前より大江橋に至る街燈。

九月十三日點燈區域

- イ 堀ノ内、刑務所附近。
- ロ 南太田より弘明寺方面。
- ハ 都岡方面及程ヶ谷殘部。
- ニ 輕井澤殘部、幸ヶ谷。
- ホ 久保山方面殘部及水道局工作所。
- ハ 横濱公園外燈。

九月十四日點燈區域

- イ 社會館、神奈川を中心とする未點燈の部分。
- ロ 戸塚方面、弘明寺方面の殘部。

運輸交通(電燈)

ハ 磯子根岸本牧方面

九月十五日點燈區域

- イ 保土ヶ谷ビール會社附近。
- ロ 南太田商業學校附近より井土ヶ谷弘明寺及大岡川村の一部。
- ハ 西寺尾より馬場寺尾獅子ヶ谷方面仲木戸の一部。
- ニ 中村石油倉庫裏、根岸芝生及間門、競馬場附近、若尾別邸附近、山元町通樓道隧道迄。
- ホ 公園外燈増設、農工銀行神奈川腦病院等。

五九八

九月十六日點燈區域

- イ 神奈川方面小部分の未點燈區域及動力調査。
- ロ 井土ヶ谷方面、南永田井土ヶ谷日下村の一部。
- ハ 山手方面、鷺山、北方一部、燒場道方面、三本杭、柏葉。
- ニ 其他主なるもの、西戸部一中増燈、平沼邸、新潟縣救護班、群馬縣警察出張所。

九月十七日點燈區域

- イ 神奈川方面未點燈區域點燈修理、神奈川子安淺間町方面動力送電調査。
- ロ 戸塚西谷大岡川方面未點燈部分點燈、並日下村殘部、西谷カーリット會社附近點燈。

ハ 本牧殘部、箕輪下。

九月十八日點燈區域

- イ 神奈川方面未點燈箇所及動力線改修工事。
- ロ 戸塚方面殘部及動力線の改修。
- ハ 杉田方面。
- ニ 本牧北方方面殘部。

點燈工事はかくの如く進捗し、九月八日始めて一部の點燈を開始して以來、漸次各地に供給も復舊し、十月半ばになつて此方面の點燈數合計約十五萬と推算せらるるに至つた。

本市に於ける動力供給の状況を觀るに、現在供給の電力は、本市及其の以西三浦牛島に於て、一千キロワット、本市以東に於て三百キロワットにして、是等は主として精米製材の用に供せらるるものであつた。かくして水道の給水と共に、市民の渴望して居た電燈點火の普及も、東京電燈會社横濱支店の復舊努力で、多大な効果を擧げたのである。然し材料が整はないので、工事意の如くならず、漸く新線で點燈し得る様になつたのは、神奈川から程ヶ谷迄の東海道の一線と、岡野町平沼町櫻木町通り、伊勢町野毛町、日ノ出町、

千歳町伊勢佐木町通り、龜ノ橋通り、港町通り、本町通り、海岸通り等であつて、此配電し得た場所でも假小屋は自然後廻しの止むなきに至つた。(震災彙報東京電燈株式會社横濱支店調査)

第七節 京濱電氣鐵道

大震災火災の爲め、同株式會社は全線に亘りて、尠なからざる被害を受け、一時營業を停止するに至つた。其損害の主なるものを舉ぐれば、軌道では、路線の龜裂、築堤の缺潰、沈下等が各所に起つて、橋梁は六郷鐵橋の橋脚を折損し、入江川、蝦取川の兩鐵橋も亦損害を被つた。建物は本社事務所及び車庫、其他の倒壊があつた。車輛は車庫の倒壊に依り、五輛を大破し、數輛を小破した。此外發電所變電所等其れれ、被害を受け、附屬の器械を多く損した。之を要するに、今次の天災に基く當社の損失は多大ではあつたが、幸にも一人の震死者をも出さなかつた事と、火災の害を被らなかつた事とは僥倖と云ふ可きである。震後は一時慘憺たる狀況を呈したが、極力應急の修理に努めた結果、十月十一日から一部の運動を開始することが出來、それより順次復舊して、十五日から稻荷橋、穴守間を除く全部を開通した。
(同會社第十二回營業及決算報告書)

第十一章 横濱在留外人の被害

第一節 概況

當市には山下町、山手町と云ふ外人居留地が有つただけに、外人の數は多く、従つて外人から得た利益も大きなものであつた。横濱の商館數は四百三十三で、その中支那人經營のもの多く、英、印、米、佛、獨、瑞、西等之に亞ぎ、何れも山下町方面を根據としてゐたのであつた。

震災前の領事館數は、英、米、獨、佛の領事館の外、各領事館は二十四で、公使館は、西班牙公使館、秘魯公使館の二である。

今その震災直前に於ける居住者の數を示せば、左の如くである。(大正十二年八月末日調)

支	(國)	籍	(戶數)	(男)	(女)	(計)	(男)	(女)	(計)	(合計)
		那	1,108	3,102	1,628	4,730	26	5	31	4,801

横濱在留外人の被害(概況)